

平成29年1月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年1月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	欠席
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員	欠席	33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員	欠席	41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから1月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定により許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の1ページをお開きください。
「第1号議案 農地法第3条の規定により許可申請について」
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番から3番の3件です。
2ページをお願いいたします。
第2選挙区、4番から7番の4件です。
第3選挙区、8番から、3ページ、9番の2件です。
3ページをお願いいたします。
第4選挙区、10番から12番の3件です。
第5選挙区、13番の1件です。
4ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、第1選挙区、14番の1件です。
以上、1番から14番までの全て申請案件につきましては、農地法第3条第2項、各
号の審査基準について、地域審査会において審査表を配付し、説明を行っておりま
したが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報
告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総会議案の5ページをお開きください。

「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番から4番の4件です。

1番、申請地、宮ノ陣二丁目、畑、4筆合計863㎡、申請理由、申請地を取得及び
借り受けて農家住宅を建築するものです。

2番、申請地、宮ノ陣町大杜、畑、200㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅
を建築するものです。

3番、申請地、上津町、畑、758㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露店駐車場と
して利用するものです。

4番、申請地、上津町、畑、3,777㎡、申請理由、申請地を借り受けて太陽光発電
設備を設置するものです。

6ページをお願いいたします。

第2選挙区、5番から7ページ、9番の5件です。

5番、申請地、荒木町藤田、田、畑、8筆合計4,699㎡、申請理由、申請地を取得
し、露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、大善寺町夜明、田、1,232㎡、申請理由、申請地を借り受けて露天
資材置場として利用するものです。

7番、申請地、荒木町藤田、畑、110㎡、申請理由、申請地を取得し、農家住宅を
建築するものです。

7ページをお願いいたします。

8番、申請地、大善寺町中津、田、22㎡、申請理由、申請地を借り受けて自己用住
宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、隣接土地と同一
事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、大善寺町夜明、田、2筆合計282㎡、申請理由、申請地を取得及び
借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第4選挙区、11番から8ページ、14番の4件です。

11番、申請地、田主丸町上原、畑、399㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

12番、申請地、田主丸町秋成、畑、509㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

13番、申請地、田主丸町田主丸、田、1,891㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

14番、申請地、田主丸町田主丸、田、3筆合計3,563㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

第5選挙区、15番の1件です。

15番、申請地、北野町中、田、1,195㎡、申請理由、申請地を借り受けて、集合住宅1棟10戸を建築するものです。

第7選挙区、16番から9ページ、18番の3件です。

16番、申請地、三潞町高三潞、田、2筆合計2,000㎡、申請理由、申請地を取得し、分譲住宅9区画を行うものです。

17番、申請地、三潞町高三潞、畑、141㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

18番、申請地、三潞町早津崎、田、239㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。後は、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、説明いたします。

審議番号1番、地図ナンバーも1番です。申請地は、西鉄宮ノ陣駅から北へ約600mのところの位置します。転用目的は、農家住宅の建築です。申請地の一部に盛り

土がなされていたため、始末書つきの申請となっております。区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域である農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由し、北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。申請地は、宮ノ陣小学校から南へ約100mのところのところに位置します。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分については、おおむね300m以内に施設、学校、駅がある農地であるため第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。申請地は、青稜中学校から西へ約1kmのところのところに位置します。転用目的は、貸露天駐車場です。農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、500m以内に上津クリニック、青い鳥保育園がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号4番目について説明いたします。地図ナンバーも4番です。申請地は、青稜中学校から西へ約1kmのところへ位置します。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿

道の区域であって、500m以内に上津クリニック、青い鳥保育園がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内の既存の溜桝を経由し、西側の道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にフェンスの新設及び敷地の境界より1mの緩衝地を設け、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

以上、4件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号5番について説明をいたします。地図ナンバーも5番です。申請地は、荒木中学校より南へ約500mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、露天資材置場として利用されます。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が、農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設の素掘排水路を経由し、北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロック、新設板柵及び緩衝地による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、釘田水利組合長より承諾を得られております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーも6番です。申請地は大善寺小学校の西側に位置し、転用目的は、申請地を借り受け、露天資材置場として利用されます。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に隣接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜桝を経由し、東側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、L型擁壁及び既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーも7番です。申請地は、久留米工業大学より南西へ約700mのところに位置しています。転用目的は、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築されます。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、南側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、湯納楚水利組合長より承諾を得られております。

こちらの申請につきましては、申請地の一部が既に造成されていたため、土地所有者より始末書が添付されております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーも8番です。申請地は、大善寺小学校より北西約500mのところに位置しています。転用目的は、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築されます。農地区分については、特定土地改良事業の施行区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、隣接土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、南側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設及び新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。

こちらの申請につきましては、申請地の一部が既に造成されていたため、土地所有者より始末書が添付されております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーも9番です。申請地は、大善寺駅より南西へ約500mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得及び借り受けて、自己用住宅を建築されます。農地区分については、おおむね500m以内に西鉄大善寺駅がありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜桝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。
汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。
被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。
水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得られております。
第2選挙区案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について、
現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議の
ほどよろしく願いいたします。
以上です。

柳 副会長 第4選挙区から報告します。

審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは11番となっております。申請地は、川会小学校から東へ約500mのところ position します。農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地いずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

雨水排水については、敷地内に新設集排水管を埋設し、東側の既存側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除については、周囲の既設コンクリートブロックにより土砂等の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは12番となっております。申請地は、船越小学校から西へ1,000mのところへ position します。農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

雨水排水については、敷地内の新設溜桝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水については、合併浄化槽を通し、北側の既存側溝へ放流されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは13番となっております。

おります。申請地は、J R 田主丸駅から東へ620mに位置します。農地区分については、J R 田主丸駅から半径620mの円内ですが、宅地率が40%以上であるため第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

雨水排水については、敷地内の新設溜桝を経由し、西側の既存側溝で放流されます。汚水生活雑排水については発生しません。

被害防除については、周囲の畦畔の法面を固め、土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書について、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号14番について説明します。地図ナンバーは14番となっております。申請地は、J R 田主丸駅から東へ620mのところに位置します。農地区分については、J R 田主丸駅から半径620mの円内ですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

雨水排水については、敷地内の新設側溝を経由し、西側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については発生しません。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書について、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

以上、4件の申請につきましては、地域審査会で現地調査を実施し、審査しました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。

審議番号15番でございます。地図も15番でございます。申請地は、北野総合支所より北に約500mのところでございます。転用の目的は、申請人が申請地を義理の父から借り受けまして、1棟10戸の共同住宅を建築するための転用申請でございます。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地のために、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、側溝を設置し、南側の既設水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

第5選挙区、地域審査会で委員全員で現地調査いたしまして、問題の内容等を確認いたしましたところでございます。御審議よろしくお願いたします。

以上です。

廣重副会長 それでは、第7選挙区のほうから3件の申請について説明をいたします。

審議番号16番、地図ナンバーも同じく16番です。申請地は、三潞校区の高三潞地区であり、三潞小学校より西へ約300mに位置し、転用目的は、申請地を取得して、宅地分譲の敷地として利用するものです。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と判定をしております。

雨水排水につきましては、新設溜柵を設け、北側水路へ放流されます。

水利関係承諾書については、筑後川土地改良区により承諾を得てあります。

続きまして、審議番号17番、図面番号も同じく17番です。申請地は、三潞校区の高三潞地区にあり、三潞小学校より西へ約1,000mに位置し、農地区分は、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断をしております。転用目的は、申請地を取得して、自己用住宅として利用するものです。

雑排水は、合併浄化槽を設置し、また、雨水は、既設溜柵を通じ、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われま。

なお、筑後川土地改良区から水利関係承諾書について承諾を得てあります。

続きまして、審議番号18番、図面番号も同じく18番です。申請地は、三潞校区の早津崎地区にあり、西鉄大善寺駅より南東へ700mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区分内である農地であり、第1種農地ですが、転用目的が自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水につきましては、東側側溝へ放流されます。

また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、東側水路へ放流されます。

水利関係承諾については、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

以上、3件について、地域審査会において、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判定をしております。

以上、3件について御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議 長 以上で地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、
県へ送付いたします。
続きまして、「第3号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の10ページをお開きください。

「第3号議案 非農地証明について」

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、2番の2件です。

1番、地図ナンバーは19番です。申請地、大善寺町黒田、地目、畑、面積592㎡、
現況、宅地、証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、
かつ建築後20年後以上経過しているものです。

2番、地図ナンバーは20番です。申請地、荒木町藤田、地目、畑、面積64㎡、現況、
宅地、証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建
築後20年後以上経過しているものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いします。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、審議番号1番から2番の2件です。

1番、申出人、宮ノ陣町八丁島、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は、宮ノ陣町八丁島、田、5,190㎡、あっせん委員は、飯田三津雄委員、青柳一男委員です。

2番、申出人、福岡市南区大池一丁目、****、所有者からの申し出です。対象土地は、宮ノ陣町若松、田、2筆合計4,944㎡、あっせん委員は、飯田三津雄委員、笠幸夫委員です。

第2選挙区、審議番号3番の1件です。

3番、申出人、荒木町今、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地は、荒木町下荒木、田、5,125㎡、あっせん委員は安徳高輔委員、山口好秀委員です。次のページをお願いします。

第4選挙区、審議番号4番の1件です。

4番、申出人、田主丸町常盤、****、名簿登録者からの申し出です。対象土地

は、田主丸町常盤、畑1筆、田3筆の4筆合計2,540㎡、あっせん委員は、藤原昇一委員、石井孝雄委員です。

第5選挙区、審議番号5番の1件です。

5番、申出人、北野町十郎丸、****、所有者からの申し出です。対象土地は、北野町八重亀、田、1,359㎡、あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いします。

「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経済基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。1、所有権移転、7件、2、利用権設定、農地中間管理事業関係 70件。

次のページをお願いします。

1、所有権移転、第1選挙区、審議番号1番の1件です。1番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、2,719㎡、推進機構への売り渡しです。

第2選挙区、審議番号2番から5番の4件です。

2番、所在地、荒木町荒木、田、1,255㎡、推進機構への売り渡しです。

3番、所在地、荒木町荒木、田、1,147㎡、推進機構への売り渡しです。

4番、所在地、荒木町荒木、田、1,204㎡、推進機構への売り渡しです。

5番、所在地、安武町住吉、田、5,519㎡、推進機構への売り渡しです。

次のページをお願いします。

第4選挙区、審議番号6番の1件です。

6番、所在地、田主丸町中尾、田、2筆合計2,660㎡、推進機構への売り渡しです。

第5選挙区、審議番号7番の1件です。

7番、所在地、北野町大城、田、2筆合計2,032㎡、推進機構への売り渡しです。

次のページをお願いします。

2、利用権設定、農地中間管理事業関係、こちらにつきましては、総計のみ読み上げさせていただきます。

総計、契約年数10年未満、契約件数、52件、筆数、149筆、設定面積、29万3,305㎡、契約年数10年以上、契約件数、18件、筆数、40筆、設定面積、7万3,271.8㎡、計、契約件数、70件、筆数、189筆、設定面積、36万6,576.8㎡、以上、所有権移転7件、利用権設定、農地中間管理事業関係70件の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたでの、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、37番、松延洋一委員、12番、一木英司委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。